

院外処方箋における疑義照会簡素化のためのプロトコル Q&A (20170626) ①

2017年6月26日

第二中央病院 薬剤課

プロトコルの質問と回答

Q1 後発品から先発品への変更は可能か

A1 当院では、患者負担の軽減等を考慮し、後発品への変更を推進しています。

しかし、患者希望であれば可能であると考えます。患者希望で後発品から先発品に変える場合は、負担が増大する、添加物がことなるなどを説明したうえで変更して下さい。また変更理由はトレーシングレポートに明記し、報告して下さい。

以後の処方箋変更は致しません。院長承認の判子を押印して変更を継続して下さい。

Q2 湿布、テープ剤の単位・枚数変更について

A2 外用薬の疑義照会簡素化のためのプロトコルでは、枚数・単位の変更は認めておりません。ロキソプロフェンパップ 100mg→ロルフェナミンテープ 50mg、ロルフェナミンテープ 100mg→ロルフェナミンテープ 50mg への変更は患者希望であっても直接電話で疑義照会をお願いします。

Q3 内用薬剤形変更に関して

A3 患者の希望があり、同意が前提として、薬物動態が変わらない場合可。(同等性試験にて同等の薬物動態であるとして承認されている剤形は可 例：イーケプラ錠→イーケプラ細粒) この場合、トレーシングレポートにて変更理由を明記して下さい。

粉碎調剤は、薬物動態が変わる場合もあり初回は電話で問い合わせてください。粉碎が可となった場合で次回処方箋に反映されていない場合は、疑義照会は省略可能ですが、トレーシングレポートで報告をお願いします。

Q4 患者希望ではないが薬局に在庫がない場合の変更は可能か 例:10mg1錠→5mg2錠

A4 薬局が調達後に患者に引き渡すのが原則ですが、患者が受け渡しを急ぎ変更調剤を承諾した場合は初回に限り変更可能とします。トレーシングレポートにその旨報告ください。

Q5 「1日3回と言われました」と患者が答えた場合(適用上は1日1回の湿布の場合、1日3回の用法とし、そのまま渡してしまっているのでしょうか。その場合は認められた適用用法の1日1回でお渡しすべきではないのでしょうか?)

A5 薬学的に妥当と判断できる場合にのみ、本プロトコルを適用します。薬学的に妥当と

判断できないものは、直接電話による疑義照会をお願いします。

Q6 本人の理解度が低い場合の、口頭指示はあまり信用できないかもしれません。ハイリスクな薬であれば、尚更、不安ですが…。

A6 薬学的に妥当と判断できる場合にのみ、本プロトコルを適用します。薬学的に妥当と判断できないものは、直接電話による疑義照会をお願いします。

Q7 トレーシングレポートに関しては必ず書式を使用しないといけませんか？簡単な内容であれば、処方箋の備考欄に記載の上、お送りしたほうが、送る側も送られる側も楽だと思いますが。

A7 第二中央病院の書式を使用しなくてもかまいません。

Q8 京大病院ではプロトコルの契約を締結しても、①～⑩のプロトコルを必ず使用しないといけないという縛りはありません。プロトコルの運用については薬局に一任していただいておりますが、第二中央病院のプロトコルも同様の運用方法という理解でよいでしょうか？

A8 プロトコル契約を行っても、プロトコルの運用については、調剤薬局のみなさんに一任いたします。

以上